



平成 28 年 5 月 12 日

各 位

本店所在地 東京都千代田区永田町二丁目 11 番 1 号  
会 社 名 株式会社アイレップ  
代表者名 代表取締役社長 CEO 紺野 俊介  
(東証第二部・コード 2132)  
問合せ先 取締役 CFO 管理本部長 永井 敦  
電話番号 03-3596-8700 (代)

## 上場市場の変更に係る猶予期間入りの見込みに関するお知らせ

平成 28 年 5 月 11 日付「デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社と株式会社アイレップとの共同持株会社設立(株式移転)による経営統合に関するお知らせ」(以下「株式移転のお知らせ」といいます。)でお知らせしました株式移転(以下「本株式移転」といいます。)の効力発生日をもって、当社は D. A. コンソーシアムホールディングス株式会社(以下「共同持株会社」といいます。)の完全子会社となり、共同持株会社は有価証券上場規程第 208 条第 3 号の規定に基づき、東京証券取引所市場第二部にテクニカル上場を申請する予定であります。

かかる株式移転のお知らせを受けて、平成 28 年 5 月 11 日付で株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)より、当該株式上場は、有価証券上場規程第 314 条第 4 項に定める「上場会社が実質的な存続会社でないと取引所が認める場合」に該当するため、平成 28 年 10 月 3 日に予定している共同持株会社について「上場市場の変更に係る猶予期間入りの見込み」が公表されております。

もともと、猶予期間に入った後も共同持株会社株式の上場は引き続き維持されます。共同持株会社の上場日である平成 28 年 10 月 3 日から猶予期間に入り、猶予期間の終了日である平成 32 年 3 月 31 日までの期間内に共同持株会社株式が新規上場審査基準に準じた基準に適合すると認められた場合には、猶予期間から解除されることとなります。しかしながら、猶予期間内に、東京証券取引所による基準に適合しない場合には、共同持株会社株式は JASDAQ 市場への上場となる可能性があります。審査対象であるデジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社は、東京証券取引所が定める新規上場審査基準に準じた基準に適合すると認められるための審査を受ける予定であり、本株式移転の効力発生日前において、当該基準に適合すると認められ、猶予期間入りすること自体を避けるべく、万全の体制で準備を行って参ります。

以上